

2020(令和2)年5月15日(金)

光の子学園
園児保護者様

児童発達支援センター
光の子学園
園長 山下 学

新型コロナ「緊急事態宣言」解除に伴う対応について（お知らせ）

ご承知の通り、昨夜、新型インフルエンザ等特別措置法による「緊急事態宣言」が一部地域を除き、福岡県も解除されました。しかしながら、解除されたからと言ってコロナウィルスが消滅した訳ではなく、引き続き対策を講じながら新型コロナウイルス感染症の時代を生き抜く「新しい生活様式」を確立していくことが求められています。

児童発達支援センターには身体的に脆弱なお子さんや基礎疾患を有するお子さんも在籍しており、一般以上の対策を講じる必要がありますが、どこの児童発達支援センターも三密は避けられない環境下であり、宣言解除後すぐに通常保育へ戻すことは考えにくいのが現状です。よって、これまでの取り組みを今月末（29日）まで継続しながら少しずつ通常の形態へと戻していき、6月1日(月)からの通常保育を目指したいと考えます。

ただし、状況によって「緊急事態宣言」が再度発令される場合には、この限りではありません。その場合は、改めて文書をお配りします。

- 1 お家での保育が可能なご家庭については、引き続き通園を自粛されることをお勧めしますが、徐々に馴染らしていくことを想定し、5月18日(月)から2週間の登園日(例：週二日、週三日)を設定されることがよいでしょう。登園の仕方については、日々の電話在宅支援の際に、担任にご相談ください。
- 2 これまで通園を継続されてきたご家庭については、変わることはありませんが、できる限り自家用車での送迎をお願いいたします。バス車内の過密を防ぐことが目的ですが、近く、通園バスを「除菌仕様」とするための準備を進めています。いましばらくのご協力をお願いいたします。
- 3 現在通園を自粛いただいているご家庭に対する「在宅支援(電話、オンライン)」は5月29日(金)まで継続いたします。

これまで通り、園としても感染対策に万全を期して臨んで参りますが、ご家庭での感染対策も引き続きよろしくをお願いいたします。